令和２年度集団指導
（居宅系）

次　第

1 令和元年度における実地指導の結果について

2 令和２年度障害福祉サービス事業者等指導実施方針

3 指定事業者としての留意事項

4 その他の届出について

5 請求担当よりお知らせ ～返戻について～

6 今年度の担当者一覧

１ 令和元年度における
実地指導
の結果について

令和元年度実地指導の件数

	実施事業所数	実施サービス事業数
居宅系 （移動支援含む）	２３	５０
通所系 （短期入所・日中一時支援含む）	２３	２８
障害者支援施設 （短期入所を含む）	6	１８
共同生活援助	１３	１３
相談支援	9	１８
合計	７４	１２７

主な指導事例について

	指導項目	指導件数	指導率
1	個別支援計画の作成及び適正な運用	７４件	５８％
2	勤務体制の確保	５８件	４５％
3	暴力団の排除のための措置	４７件	３７％
4	契約支給量の報告等	４４件	３４％
5	サービスの提供の記録	３４件	２６％
6	秘密保持等	３３件	２５％
7	各種加算・基本報酬について	２９件	２２％
8	利用者負担額等の受領	２０件	１５％
9	給付費等の額に係る通知等	１７件	１３％
１０	従業者の員数	１６件	１２％

２ 令和２年度
障害福祉サービス事業者等
指導実施方針

令和２年度実地指導実施計画

令和２年度は、
新型コロナウイルス感染症の感染状況や
事業所の状況等を踏まえながら、
年間３０件程度の実地指導を行います。

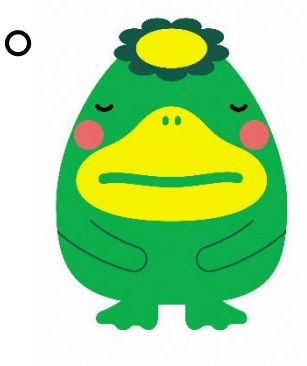

　現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応を行いつつ、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される必要があることから、人員基準等の臨時的取り扱いを当面の間継続することとしています。
　この新型コロナ禍における臨時的取り扱いについては、これまで送付したメールや市ホームページをご参照ください。

重点指導項目

（１）　障害者虐待防止のための措置
（２）　管理者及びサービス提供責任者の責務
（３）　勤務体制の確保
（４）　適切なサービスの提供
（５）　介護給付費の適正な算定

（１）障害者虐待防止のための措置

障害福祉サービス事業者の一般原則

【条例第３条】
３　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならない。

【不適切な事例】
・虐待防止マニュアルが整備されていない。
・虐待防止マニュアルは作成されているものの、研修を行っていない。
・利用者に対する虐待又は不適切な支援の疑いのあるものについて、施設内だけで事実確認を進め、支給決定市町村及び久留米市に報告していない。

（２）管理者及びサービス提供責任者の責務

管理者の責務

【条例第３１条】
１　事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
２　事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【不適切な事例】
・管理者が遵守すべき規則等を把握しておらず、従業者に指定基準を遵守させるための必要な指揮命令が行われていない。

サービス提供責任者の責務①

～個別支援計画作成の手順～

①利用者への面接を通して、状況やニーズを把握し、個別支援計画を作成する。

↓

②個別支援計画の内容について、利用者及びその家族に対して説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

↓

③利用者の同意を得た個別支援計画を、利用者及びその家族へ交付する。

↓

④個別支援計画の実施状況を把握し、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。その際は①～③の手順を踏むこと。

～個別支援計画の作成～

【条例第２７条】
１　サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成しなければならない。

【解釈通知第三の３(16)】
　サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、個別支援計画の原案を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施するものである。
　なお個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。

【不適切な事例】
・サービス等利用計画と個別支援計画の内容に相違がある。
・個別支援計画において、担当する従業者の氏名が記載されていない。
・２回目以降の個別支援計画において、利用者又は障害児の日常生活全般の状況の見直しを行っていない。

～説明・同意・交付～

【条例第２７条】
２　サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を交付しなければならない。

【不適切な事例】
・個別支援計画の説明がサービス提供責任者以外の従業者によってなされている。
・個別支援計画について、利用者及びその家族に対して説明及び同意を得た旨の署名が無いものがある。
・当該個別支援計画に基づき、サービスの説明を行い利用者の同意を得た旨を、相談支援専門員及び計画相談支援事業所に対して報告（送付）していない。

～計画の見直し～

【条例第２７条】
３　サービス提供責任者は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該個別支援計画の変更を行うものとする。

【解釈通知第三の３(14)】
提供されたサービスについては、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行う等、その改善を図らなければならないものであること。

【不適切な事例】
・サービス提供時間が変更になっているにもかかわらず、個別支援計画の変更がなされていない。
・サービス等利用計画が変更になっているにもかかわらず、個別支援計画の変更がなされていない。

サービス提供責任者の責務②

【条例第３１条】
３　サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

【解釈通知第三の３(16)】
サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

【不適切な事例】
・個別支援計画に沿った支援が行われおらず、サービス提供責任者による助言、指導等も行われていない。

（３）勤務体制の確保

登録ヘルパー平均稼働時間の算定

勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（以下「登録ヘルパー」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次の通りの取扱いとする。

ア　登録ヘルパーによるサービス提供の実績がある事業所については、登録ヘルパー１人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録ヘルパーの前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。

イ　登録ヘルパーによるサービス提供時間の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、登録ヘルパーが確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に参入すること。

・登録居宅介護従事者の平均稼働時間が管理されていない。

勤務状況の確認

【条例第３４条】
1　事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。

【不適切な事例】
・管理者とサービス提供責任者等、同一事業所内で兼務している従業員について、それぞれの勤務時間が明確に区分されていない。
・他事業所と兼務している従業者について、それぞれの勤務時間が区分されていない。
・出勤簿等が整備されておらず、職員の勤務時間を確認することができない。
・常勤と非常勤が区別されていない。
・登録居宅介護従事者の平均稼働時間が管理されていない。

研修の機会の確保

【条例第３４条】
３　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

【解釈通知】
　事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

【不適切な事例】
・事業所内での職員研修が実施されておらず、外部研修にも参加していない。
・職員研修に関する記録が無い。外部研修へ参加した実績を確認できない。
・職員研修に関する計画が策定されていない。

（４）適切なサービスの提供

サービスの提供の記録

【条例第２０条】
１　事業者は、サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。
２　事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

【不適切な事例】
・提供したサービスの具体的内容が記載されていない。
・利用者等から確認を受けているものの、都度ではなくまとめて確認を受けている。
・利用者からサービスの提供について確認を得た事実が確認できない。

介護給付費の額に係る通知等

【条例第２４条】
１　事業者は、法定代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければならない。

【不適切な事例】
・利用者に対して、介護給付費の額の通知をしていない。

（５）介護給付費の適正な算定について

記録と請求内容の整合性

介護給付費の請求は、サービス提供の記録等に基づいて行われます。そのため、基本報酬や各種加算を算定するためには、その根拠となる記録等があると思います。請求内容と、算定根拠となる記録等の整合性について確認します。

＜主な確認書類＞
・サービス提供の記録
・加算の算定拠点となる記録
・介護給付費等明細書
・サービス提供実績記録表

居宅介護サービス費の算定について

【留意事項通知】

サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容やサービス提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画を見直し、変更を行うことが必要であること。

【不適切な事例】

・個別支援計画とは異なるサービス提供時間でサービスが提供されている。

通院等介助について

【平成２０年４月以降における通院等介助の取扱いについて】障障発第０４２５００１号

①通院等の範囲

・病院等に通院する場合

・官公署（指定相談支援事業所を含む）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合、

・指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

②移動先における介助の取扱い

官公署等内の介助については、算定対象となる。なお、病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

→適切なアセスメント等を行った上で、院内スタッフ等による対応が難しく、かつ、利用者が介助を必要とする心身の状態であることが要件となります。

【不適切な事例】

・適切なアセスメントを行わず、院内介助の時間を算定している。

・診察中の待機時間も含めて介護給付費の算定を行っている。

同一敷地内減算について

【報酬告示注９の３】

　指定居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数に変えて、所定単位数の１００分の８５に相当する単位巣を算定する。

【留意事項通知】

　「同一敷地内建物等」とは、事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち、効率的なサービスの提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

３　指定事業者としての留意事項

行動援護における従業者の資格要件

・サービス提供責任者

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に**3年以上**の従事経験を有するもの

経過措置（**令和3年3月31日まで**）

①介護福祉士

②実務者研修修了者

③介護職員基礎研修修了者

④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

⑤居宅介護従業者養成研修2級課程修了者（平成4年以降においては居宅介護職員初任者研修修了者）であって3年以上介護等の業務に従事した者

の**いずれかの要件に該当する者で、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者**

・従業者（ヘルパー）

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に**1年以上**の従事経験を有するもの

経過措置（**令和3年3月31日まで**）

①介護福祉士

②実務者研修修了者

③介護職員基礎研修修了者

④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

⑤居宅介護従業者養成研修2級課程修了者（平成25年4月以降においては居宅介護職員初任者研修修了者）

の**いずれかに該当するもので、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に2年以上従事した者**

居宅介護・同行援護・行動援護

特定事業所加算の算定について

- 特定事業所加算(Ⅰ)所定単位の20/100加算　①~⑩すべて適合
- 特定事業所加算(Ⅱ)所定単位の10/100加算
  ①~⑥及び⑦又は①~⑥及び⑧~⑨が適合
- 特定事業所加算(Ⅲ)所定単位の10/100加算 ①~⑥及び⑩が適合
- 特定事業所加算(Ⅳ)所定単位の5/100加算
  ①~⑥及び⑨~⑩が適合

※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)①・⑨・⑩については、①ア・⑨ア・⑩アの基準が適合すること。
特定事業所加算(Ⅳ)については、①イ・⑨イ・⑩イの基準が適合すること。

＜体制要件＞

	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）
①ア	全ての従業者（登録型の従業者を含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
	特定事業所加算（Ⅳ）
①イ	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
④	事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

＜人材要件＞

⑦	次のいずれかの要件を満たすこと ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上 ・従業者のうち国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上（同行援護のみ）
⑧	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。(居宅介護・行動援護) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者であること。(同行援護)
⑨ア	**特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)** 人員基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。
⑨イ	**特定事業所加算(Ⅳ)** 人員基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者2人以下の事業所において、配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

＜重度障害者対応要件＞

⑩ア	**特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)** 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者である場合に限る。)の占める割合が100分の30以上であること。
⑩イ	**特定事業所加算(Ⅳ)** 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業所である場合に限る。)の占める割合が100分の50以上であること。

重度訪問介護

- 特定事業所加算(Ⅰ)所定単位の20/100加算　①~⑪すべて適合
- 特定事業所加算(Ⅱ)所定単位の10/100加算
  ①~⑦及び⑧又は①~⑦及び⑨~⑩が適合
- 特定事業所加算(Ⅲ)所定単位の10/100加算 ①~⑦及び⑪が適合

＜体制要件＞

①	全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
④	事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
⑦	サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。

＜体制要件＞

⑧	次のいずれかの要件を満たすこと ・従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上 ・従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 ・前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上
⑨	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。
⑩	人員基準において、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。

＜重度障害者対応要件＞

⑪	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者(登録事業者である場合に限る。)の占める割合が100分の50以上

廃止・休止時の留意事項

- 「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成29年7月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課他事務連絡）において、障害者総合支援法第43条第4項に規定されている事業者の責務につき、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止（休止）を行う際の留意事項等が示されています。
- 事業廃止（休止）を行う際は廃止（休止）届を提出するまでに、利用者と希望や意向等を聴取するため個々に面談を行い、利用者の今後のサービス利用調整を確実に実施してください。
- 廃止（休止）届を提出する際は、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、移動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等も併せて提出をお願いします。

- 利用者の利用調整が未整備な場合には、総合支援法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行います。勧告を行い、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、総合支援法第49条第4項の規定に基づく命令をさらに行い、公示を行います。この命令を経ても当該勧告に従わない場合には、総合支援法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行いますのでご留意ください。

【障害者総合支援法（抜粋）】

指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、<u>必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない</u>。

指定(更新)申請・廃止届出・変更届出等の提出について

届け出内容	提出期限
新規指定・更新指定	前々月の16日まで
廃止届・休止届	廃止日及び休止日の1ヶ月前まで
再開届	再開日から10日以内
介護給付費等の請求に関する事項の変更	前月の15日まで
事業所の平面図の変更	変更日のおおよそ10日前まで（※） 【要事前協議】
事業所の所在地の変更	

届け出内容	提出期限
申請者（設置者）の名称の変更	変更が生じた日から10日以内
代表者の氏名及び住所の変更	
役員(理事)の氏名及び住所の変更	
定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）の変更	
事業所（施設）の管理者の氏名及び住所の変更	
事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更	
主たる対象者の変更	
運営規程の変更	
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容の変更	

４　その他の
届出事項について

業務管理体制の整備に関する届出について

・平成２４年４月から、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所事業者等は法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

・平成３１年４月から、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正。
⇒久留米市に全ての事業所が所在する事業者は、業務管理体制の届出先が久留米市になりました。

業務管理体制の整備に関する届出について

・現在届出を行っていない事業者は・・・

⇒　事業区分ごとの届出先に届出書を提出してください。

・届出内容に変更が生じた場合は・・・

⇒　変更届の提出が必要です。

※既に当市へ届出を行っており、その後変更が無い事業所については改めて当市へ届出を行う必要はありません。

１．事業区分

（１）障害者総合支援法に基づくもの

・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者
（第５１条の２）

・指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
（第５１条の３１）

（２）児童福祉法に基づくもの

・指定障害児通所支援事業者（第２１条の５の２５）

・指定障害児相談支援事業者（第２４条の３８）

２．業務管理体制の整備の内容及び届出に記載すべき事項

業務管理体制の整備の内容は、事業所等が運営・設置している事業所や施設の数に応じて定められています。

事業区分ごとの事業所等の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備	業務執行の状況の監査の方法
①事業所等の数が20未満の事業者	届出が必要	―	―
②事業所等の数が20以上の事業者	届出が必要	届出が必要	―
③事業所等の数が100以上の事業者	届出が必要	届出が必要	届出が必要

３．業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まります。
主たる事務所の所在地ではないのでご注意ください。

区分	届出先
① ２以上の都道府県に事業所等が所在する事業者	厚生労働省 （社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室）
② 久留米市内にすべての事業所等が所在する事業者 ※障害児施設は除く	久留米市 （健康福祉部障害者福祉課）
③ ①、②以外の事業者	福岡県 （福祉労働局障がい福祉課）

４．届出の提出を要する時

（１）指定障害福祉サービス事業所等の新規指定時

新規指定の事業の事業区分において・・・

①最初に事業所を開設する場合

⇒　久留米市に届出が必要

②すでに久留米市に届出をしている場合

⇒　届出不要（事業所数が２０となった場合を除く）

③他市に事業所がある場合の事業所の追加

⇒　福岡県又は厚生労働省に対して、届出書又は変更届の提出が必要

４．届出の提出を要する時

（１）指定障害福祉サービス事業所等の新規指定時

例１）久留米市内に１８事業所を有していたが、更に２つの事業所を新規で久留米市内に開設する場合。
⇒久留米市に「法令遵守規定の整備」の届出書を提出。

例２）小郡市に１事業所を有していたが、久留米市に更に１事業所を開設する場合。
⇒現届出先の福岡県に変更届を提出。

４．届出の提出を要する時

（１）指定障害福祉サービス事業所等の新規指定時

例３）福岡市に１事業所を有していたが、久留米市に更に１事業所を開設する場合。
⇒現届出先の福岡市及び新届出先となる福岡県に届出書を提出。

例４）鳥栖市に１事業所を有していたが、久留米市に更に１事業所を開設する場合。
⇒現届出先の佐賀県及び新届出先となる厚生労働省に届出書を提出。

４．届出の提出を要する時

（２）指定障害福祉サービス事業所等に係る変更届の提出時

次の①～⑧に該当する変更があった場合は、
事業所の指定に係る変更届とは別に
「業務管理体制に係る届出事項変更届」を提出してください。

①設置者の名称
②設置者の主たる事業所の所在地
③代表者の氏名・生年月日
④代表者の住所
⑤代表者の職名
⑥法令遵守責任者の氏名・生年月日
⑦法令遵守規定の概要
⑧業務執行状況の監査の方法の概要

４．届出の提出を要する時

（３）指定障害福祉サービス事業所の廃止時

①届出先が久留米市の場合
⇒届出不要
②廃止する事業の事業区分について、他市にも事業所がある場合
⇒福岡県又は厚生労働省に対して届出書又は変更届の提出が必要

４．届出の提出を要する時

（３）指定障害福祉サービスの廃止時

例１）福岡市と久留米市に事業所を１ずつ有している場合で、
久留米市の事業所を廃止する場合。
⇒現届出先の福岡県及び新届出先となる福岡市に
届出書を提出。

例２）小郡市と久留米市に事業所を１ずつ有している場合で、
久留米市の事業所を廃止する場合。
⇒現届出先の福岡県に変更届を提出。

５．業務管理体制に係る検査

（１）一般検査の実施

報告、出頭又は実地指導時の立入調査により、
定期的に実施する。

（２）特別検査の実施

指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合は、
立入による特別検査を実施し、
その結果を関係都道府県知事又は関係市町村長に
通知する。

５．業務管理体制に係る検査

（３）行政上の措置等

適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、
勧告、命令等を行う。
命令に違反したときは、
違反内容を関係都道府県又は関係市町村長に通知する。

障害福祉サービス等情報公表制度について

・平成３０年４月施行の改正障害者総合支援法及び児童福祉法において制定され、同年９月１日から運用を開始しています。

①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下、「都道府県知事等」という。）へ報告することを求めます。
②必要に応じ、都道府県知事等が報告された内容を公表します。

１．登録情報について

（１）指定障害福祉サービス等提供事業者の登録情報については、**年１回の登録内容の更新が必要**となっています。

⇒**令和２年７月３１日までに事業所情報の更新をお願いいたします**。

※**事業所情報の登録がお済みでない事業所におきましては、至急登録をお願いいたします**。

（２）「公表システム」より事業者へメールで通知されるログインＩＤとパスワードで「公表システム」にログインし、詳細情報の入力をしてください。

２.ログインＩＤとパスワード

・**１法人に１つの付与となっています**。

⇒複数事業所を運営する法人については、
　１つのＩＤとパスワードを事業所間で共有することとなります。

※例外として、**久留米市内では同一法人が児者両方のサービスを提供している場合は、ＩＤは１法人に２つ**となります。

※ログインＩＤとパスワードがわからなくなった場合は障害者福祉課にお問い合わせください。「公表システム」から事業者に新しいログインＩＤとパスワードをメールで通知します。

３．入力事項について

・入力事項は、事業所が回答不可能な事項以外すべての事項となっています。記入漏れが無いようにお願いします。

・**障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板**

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/

請求担当よりお知らせ　～返戻について～

令和２年１１月審査対応分より、
「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するコードがあります。
（エラーメッセージの先頭が★となっている分）

※エラーコードの確定は、１０月下旬を予定しているため、
分かり次第お知らせいたします。

令和２年度担当者一覧

業務内容	担当チーム	担　当　者
サービスの支給決定	サービス支援	原口・山崎・池末・松崎・筬島
計画相談		
給付費の請求事務		池末・松崎（年度後半からの予定）
事業所の指導監査	障害施策推進	師岡・中島・重永・松瀬
事業所の指定		中島・師岡・重永・松瀬
社会福祉法人		重永・中島・師岡・松瀬
業務管理体制		重永・中島・師岡・松瀬

ご清聴
ありがとう
ございました